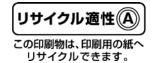
文 書 質 問 趣 意 書

提出者 岩 永 やす代





質問事項

- 一 学校における性暴力・セクハラ・わいせつ行為の防止について
- 二 学校における体罰・不適切な行為の防止について
- 三 教職員のハラスメント防止について
- 四 教員不足への対応について
- 五 有機フッ素化合物汚染問題について
- 六 香害について
- 七 都営狛江アパートの漏水について
- 八 水道の直結給水について

ー 学校における性暴力・セクハラ・わいせつ行為の防止について

スクールセクハラと言われるように、教職員の性暴力やわいせつ行為が後を絶ちません。文科省の調査では、わいせつ行為やセクハラで処分された公立小・中・高校の教員は2020年度、200人にのぼり、被害者の約半数は児童・生徒です。都内でも今年、江東区で小学校教員が教え子の着替えを盗撮した画像をスマートフォンに所持していたことなどで逮捕された事件がありました。この教員は10年前に教え子に性暴力を行っていた容疑もあるとのことです。なぜ再発を防げなかったのか大きな疑問が残ります。

- 1 教職員の異動などの際に、教職員の処分履歴がどのように引き継がれるのか伺います。また、わいせつ行為を行った教職員について、再発防止に向けてどのような取り組みを行っているのか伺います。
- 2 2020年度について、教職員による性暴力・わいせつ行為に対して行った処分件数を伺います。また、その中で懲戒免職になった件数についてもお聞きします。
- 3 国では2020年から2022年までの3年間を性犯罪・性暴力の対策の集中強化期間としています。また、2021年6月に教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律、いわゆる児童生徒性暴力防止法が成立、2022年4月に施行されたことを受けて、性暴力防止に向けた取り組みを進めることとされています。東京都ではその取り組みの一つとして児童生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口を2022年4月末から開設し、電話やメールでの相談を外部弁護士が受けているとのことです。

第三者相談窓口への相談件数を伺います。

4 児童生徒性暴力防止法の趣旨を踏まえ、小・中学校では児童・生徒向 けの相談窓口を知らせるとともに相談シートが配布されています。相談 シートはどのように配布されているのかを伺います。

- 5 相談後のフォロー体制や被害児童・生徒へのアプローチも重要です。 どのように取り組んでいるのか伺います。
- 6 児童生徒性暴力防止法の制定・施行を受け、教職員の性暴力やわいせ つ行為に対して、未然防止、再発防止策など都教育委員会としてどう取 り組んでいるのか伺います。

二 学校における体罰・不適切な行為の防止について

滋賀県野洲市で、小学校2年生の担任がいじめにつながる不適切な言動を行うなど、教職員の体罰について課題となっています。

- 1 東京都教育委員会は2013年から毎年、体罰等の実態調査を実施しています。児童・生徒へのアンケート調査では、調査の対象となる期間について4月~12月となっているため、それ以外の期間に起こった事案について、回答を躊躇する懸念があります。体罰などの悩みを抱えている子どもたちの声をしっかりと汲み取っていく必要がありますが、見解を伺います。
- 2 「東京都こども基本条例」の制定を受け、子どもにかかわる大人が、 子どもの権利について理解することが必要です。そこで、都立学校と市 区町村立学校の教職員への「東京都こども基本条例」の周知や研修はど のように行われるのか伺います。

三 教職員のハラスメント防止について

1 2020年6月に改正労働施策総合推進法、いわゆるパワハラ防止法が施 行されました。学校も対象になっています。なかなか表面化しづらいパ ワーハラスメントについて、都立学校での実態を把握するために、都教 育委員会では調査をはじめ、どのような取り組みを行っているのか伺い ます。

- 2 この3年間の都立学校のパワーハラスメントの相談件数について伺い ます。
- 3 パワーハラスメント事案について、事実関係の確認はどのように行われているのか伺います。
- 4 パワーハラスメントと認定された場合には、被害を訴えた当事者への 説明とパワハラを行った本人への説明と処分はどのように行われている のか伺います。
- 5 ハラスメント研修の実施状況を伺います。「都立学校におけるパワーハラスメントの防止に関する要綱」の第4条では、「教育長は、パワーハラスメントの防止を図るため、職員に対し必要な研修等を実施しなければならない」とあります。特に校長の権限は大きいことから、学校現場では校長がパワーハラスメントの加害者となる事例を聞いています。校長が研修を受ける意義は非常に大きいものと考えます。そこで、この研修の対象に校長は入っているのか伺います。また、入っている場合にはどのような頻度で、どのような内容の研修が行われているのか伺います。
- 6 ハラスメント相談窓口となっている学校支援センターには、学校現場にもかかわる職員も多くいることから、かつての同僚や上司など、知った人がいるのではないかという不安をはじめ、相談していることが加害者に伝わってしまうのではないか、相談内容が知られてしまうのではないかなど、プライバシーが守られるのか心配という声も聞いています。より相談しやすい第三者機関としての相談のしくみが必要と考えますが、見解を伺います。

四 教員不足への対応について

近年、地域の公立小・中学校での教員不足について、保護者からの不安 の声が多数届いています。代替教員が手配できずに副校長が長期間にわた り授業を受け持つなどの事例を聞いています。そこで教員配置の状況につ いて質問します。

- 1 都内公立小・中学校の教員の体制について、2020年度・2021年度の正 規教員のほか、臨時的任用教員の任用状況について学校種ごとに伺いま す。
- 2 2020年度・2021年度の都内公立小・中学校の教員の休職・定年退職以外の退職の現状を学校種ごとに伺います。
- 3 2022年度当初、都内公立小学校で50人程度もの欠員があるとの報道が ありました。教員不足が深刻化しており、大変大きな問題ととらえてい ます。今年度当初に教員不足が発生した原因をどのように分析している か伺います。
- 4 代替教員の補充は、自治体の責任で行われていますが、都教育委員会 として教員不足の現状をどのように認識しているのか伺います。また、 今後の自治体への支援策について伺います。
- 5 佐賀県教育委員会は2023年度の小学校教員採用にあたり、採用試験を 夏と秋の2回実施する取り組みを始めました。このような事例も参考に、 教員不足対策についてあらゆる手だてが必要と考えます。都教育委員会 の見解を伺います。
- 6 子どもたちに丁寧に向き合い、学校現場での諸課題に対応するためには、教員を増やす必要があります。子どもの支援にあたる学級を持たない教員の配置も必要です。都教育委員会の見解を伺います。

- 7 2020年度・2021年度で学校マネジメント強化モデル事業において、補助申請を行ったにもかかわらず支援員の配置に至らなかった学校もあると聞いています。今後の都教育委員会の対策について伺います。
- 五 有機フッ素化合物汚染問題について

有機フッ素化合物について、国は2020年PFOS、PFOA合算で10 あたり50ナノグラムとする暫定目標値を定めました。現在、多摩地域の水 道水は高濃度が検出された水道水源井戸から取水を止めて対応しています。

ところが、今年6月、アメリカEPAが飲料水の暫定健康勧告を発表し、 PFOSは0.02ナノグラム、PFOAは0.004ナノグラムとしました。ま た、GenX化学物質、PFBSについては、最終健康勧告としてそれぞ れ10ナノグラム、2,000ナノグラムとしています。

1 高濃度が検出された給水地域では、住民がこれまで長らく地下水を飲んできたため、2020年秋に血液検査をし、全国平均より高い値が出ました。そして今、市民団体が血液検査を企画したり、国立市議会から都に検査を求める意見書が出るなどの動きが出ています。

健康被害に関する研究は大学などで行われていますが、国でもエコチル調査が始まっているところです。都としての検査実施について見解を伺います。

2 アメリカEPAが発表したPFOSおよびPFOAの暫定健康勧告値は、これまでの値と3桁も4桁も厳しいものとなっています。現在の暫定目標値で、東京では地下水が問題になっていますが、河川水で作る水道水からも検出されるのではないかと思います。これに対応するためには測定方法も変える必要があります。飲料水の測定をしている水道局や福祉保健局では、これをどのように受け止めているのか伺います。

- 3 EPAは、GenX化学物質とPFBSについても最終健康勧告値を示しています。その中でPFHxSについては飲料水の測定が始まっていますが、有機フッ素化合物は種類が多く、今後測定対象物質を広げる必要があります。水道局および福祉保健局ではどのように対応していくのか伺います。
- 4 世界的に問題となっている有機フッ素化合物は、各国で使用規制に取り組んだり、企業でも使用取り止めの動きがあります。EUでは有機フッ素化合物全体に規制をかける方向と聞いています。日本ではようやく3物質について対応していますが、規制拡大を国に働きかけるべきと考えますが、見解を伺います。

六 香害について

昨年、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の5省 庁が香害啓発ポスターを作成しました。ポスターは、「その香り困ってい る人がいるかも?」と、使用者に配慮を促すものです。内容は安全性の問 題にまで踏み込んでいませんが、少なくとも、香りによって被害や迷惑を 受ける人の存在を知らせており、さまざまな症状の訴えを国も無視できな くなった表れと思われます。

洗剤や柔軟剤の香りによって体調不良となり化学物質過敏症を発症する 例は後を絶ちません。先日も隣家から来る香料やシンナーのにおいで発症 し、結局引っ越さざるを得なくなったという相談を受けました。

- 1 香りに関する健康被害や苦情について、消費生活センターに相談が寄せられていますが、過去5年間の件数と相談内容について伺います。
- 2 苦情が出されたとき、室内空気にどんな物質がどれくらい含まれているかを確認する必要があります。香料やシンナーから発生するVOCの

測定実施を提案するものです。

相談があったとき、現状ではどのように対応しているのか伺います。

- 3 近隣からの香りが原因でトラブルとなり、引っ越すしかなくなる事態も起こっています。しかし、現状では直ちに解決できる策はなく、使っている人に被害を知ってもらい、配慮を求めるしかないのが現状です。社会的な理解を広げる必要があり、そのための広報が重要となります。国が作成したポスターの活用状況や、ほかにどのような広報を実施しているのか伺います。
- 4 香害に苦しむ子どもたちの中には、教室で漂う香りに反応するため学校に対策を求める保護者からの声も聞いています。都立学校においてもこの問題に取り組んでいただきたいと考えます。教職員や生徒に知ってもらうための広報について見解を伺います。

七 都営狛江アパートの漏水について

都営狛江団地の商店会部分で昨年5月に起こった水道の漏水は、未だに収まっていません。今年度に入って、住民への説明会が開催されるなど、解決に向かうものと捉えていましたが、水が流れ続けているというので驚いています。

- 1 水道局には、今年3月にこの問題についての経過を質問しています。 その後の経過について伺います。
- 2 住宅政策本部には、これまでの経過と今後の予定について伺います。
- 3 漏水が発覚して1年半近く、水が流れ続けています。漏水している給水管は都営住宅敷地内にありますが、管の持ち主が分譲された当該店舗であるため、店舗所有者が費用を負担して修理すべきとして、店舗所有者の合意が得られず現在に至っています。しかし何はともあれ、まずは

漏水を止めることが重要です。一刻も早く工事すべきと考えますが、見解を伺います。

4 今後、こうした問題に対応するために、緊急に工事を行うためのルール化や基金をつくるなどの対応策を検討する必要があると考えますが、 見解を伺います。

八 水道の直結給水について

水道局は、冷たくおいしい水が飲める直結給水方式を進めており、76% が直結給水になっていると聞いています。しかし、団地をはじめマンショ ンなどの集合住宅では、まだ屋上や敷地内に貯水槽・給水塔が設置されて いるところがあります。

- 1 4階建て以上の建物で直結給水方式にする場合、増圧ポンプを設置していますが、配水管の水圧が高い地域では特例直圧直結給水方式を選択できるとしています。建物を新築するにあたって特例の方式が採用できる地域を知るには、どのような方法があるのか伺います。
- 2 都営住宅でも直結給水を進めているということですが、都営住宅で直 結化されている住棟の割合はどれくらいか伺います。
- 3 都営住宅における貯水槽水道方式と増圧直結給水方式および直圧直結 給水方式について、それぞれの維持管理費用を伺います。
- 4 災害時貯水槽に残っている水は、電源があれば使えます。停電が起こったとき、都営住宅の貯水槽内の水の活用について、住宅政策本部はどのように考えているのか伺います。
- 5 都営住宅では建て替えに伴って直結化を行っているということですが、 いつから始めて、今後の見通しはどうなっているのか伺います。

令和4年第三回都議会定例会

岩永やす代議員の文書質問に対する答弁書

質問事項

- ー 学校における性暴力・セクハラ・わいせつ行為の防止について
 - 1 教職員の異動などの際に、教職員の処分履歴がどのように引き継がれるのか伺う。また、わいせつ行為を行った教職員について、再発防止に向けてどのような取組を行っているのか伺う。

回答

職員が異動する際、異動先の学校等に、履歴情報を引き継いでいます。 わいせつ行為を行った教職員については、処分発令後、服務事故再発防 止研修を行うとともに、一定期間、当該教職員が所属する学校への巡回指 導を実施しています。

質 問 事 項

一の2 2020年度について、教職員による性暴力・わいせつ行為に対して 行った処分件数を伺う。また、その中で懲戒免職になった件数について も伺う。

回答

令和 2 年度(2020年度)に、教職員による性犯罪・性暴力等に対して懲戒処分を行った件数は13件で、このうち懲戒免職は11件です。

質問事項

一の3 都では児童生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相

談窓口を2022年4月末から開設し、電話やメールでの相談を外部弁護士が受けているとのことだが、第三者相談窓口への相談件数を伺う。

回答

令和4年4月から9月までの相談件数は38件です。

質問事項

一の4 児童生徒性暴力防止法の趣旨を踏まえ、小・中学校では児童・生徒向けの相談窓口を知らせるとともに相談シートが配布されている。相談シートはどのように配布されているのか伺う。

回答

令和4年7月、都内すべての公立学校の児童生徒に相談シートを配布し、 通年で相談を受け付けています。

質問事項

一の5 相談後のフォロー体制や被害児童・生徒へのアプローチも重要であるが、どのように取り組んでいるのか伺う。

回答

学校において、相談を受けた児童・生徒の様子を見守るとともに、必要に応じて当該児童・生徒の様子を保護者と共有しています。

質問事項

一の6 児童生徒性暴力防止法の制定・施行を受け、教職員の性暴力やわいせつ行為に対して、未然防止、再発防止策など都教育委員会としてどう取り組んでいるのか伺う。

回答

年2回服務事故防止月間を設け、性暴力等の防止に関する研修、セルフ チェックを実施するほか、随時、各種研修会や教職員向け通知等において 注意喚起を行っています。

質問事項

- 二 学校における体罰・不適切な行為の防止について
 - 1 都教育委員会は2013年から毎年、体罰等の実態調査を実施している。 児童・生徒へのアンケート調査では、調査対象期間について4月~12 月であるため、それ以外の期間に起こった事案について、回答を躊躇 する懸念がある。体罰などの悩みを抱えている子どもたちの声をしっ かりと汲み取っていく必要があるが、見解を伺う。

回答

アンケートの実施に際し、調査対象となる期間以外についても、体罰を 受けたり、見聞きした場合は、随時相談するよう呼びかけています。

質問事項

二の2 「東京都こども基本条例」の制定を受け、子どもにかかわる大人が、子どもの権利について理解することが必要である。そこで、都立学校と市区町村立学校の教職員への「東京都こども基本条例」の周知や研修はどのように行われるのか伺う。

回答

都教育委員会は、都内公立学校の全教員に配布している指導資料「人権教育プログラム」に「東京都こども基本条例」を掲載し、校内研修等での活用を促しており、引き続き教員の理解を深めていきます。

質問事項

- 三 教職員のハラスメント防止について
 - 1 表面化しづらいパワーハラスメントについて、都立学校での実態を 把握するために、都教育委員会では調査をはじめ、どのような取組み を行っているのか伺う。

回答

学校経営支援センターにパワー・ハラスメントの相談窓口を設けており、 年度ごとに相談実績を取りまとめています。

質 問 事 項

三の2 この3年間の都立学校のパワーハラスメントの相談件数について

伺う。

回 答

学校経営支援センターのパワーハラスメント相談窓口に寄せられた令和 元年度から令和3年度までの相談件数は123件です。

質問事項

三の3 パワーハラスメント事案について、事実関係の確認はどのように 行われているのか伺う。

回答

都立学校では、相談員に指定されている学校経営支援センターの職員が、 相談者からの訴えを聞いた後、加害者とされる職員や関係者に対するヒア リングを通じて事実確認を行っています。

質問事項

三の4 パワーハラスメントと認定された場合には、被害を訴えた当事者 への説明とパワハラを行った本人への説明と処分はどのように行われて いるのか伺う。

回答

被害を受けた当事者には、職場の改善や相手方への指導内容など、今後の対応策を説明しています。

パワハラを行った本人へは、指導を実施し、行為の態様を踏まえて懲戒 処分を行っています。

質問事項

三の5 ハラスメント研修の実施状況を伺う。「都立学校におけるパワーハラスメントの防止に関する要綱」の第4条では、「教育長は、パワーハラスメントの防止を図るため、職員に対し必要な研修等を実施しなければならない」とある。特に校長の権限は大きいことから、学校現場では校長がパワーハラスメントの加害者となる事例を聞いている。校長が研修を受ける意義は非常に大きいものと考えるが、この研修の対象に校長は入っているのか伺う。また、入っている場合にはどのような頻度で、どのような内容の研修が行われているのか伺う。

回 答

毎年12月のハラスメント防止月間には全職員を対象にチェックシート等 による啓発を行っており、校長も対象となっています。

毎年実施している校長研修の中でハラスメント防止を取り上げています。

質問事項

三の6 より相談しやすい第三者機関としての相談のしくみが必要と考えるが、見解を伺う。

回答

学校経営支援センターの相談窓口に加え、外部の弁護士による相談窓口を令和4年4月に開設しています。

質問事項

四 教員不足への対応について

1 都内公立小・中学校の教員の体制について、2020年度・2021年度の 正規教員のほか、臨時的任用教員の任用状況について学校種ごとに伺 う。

回答

令和2年5月1日時点の都内公立小学校の正規教員は32,154人、中学校は14,901人です。産休、育休、病気休職等の補充のための臨時的任用教員は、小学校は1,879人、中学校は536人です。

令和3年5月1日時点の都内公立小学校の正規教員は32,673人、中学校は15,245人です。産休、育休、病気休職等の補充のための臨時的任用教員は、小学校は1,846人、中学校は509人です。

質問事項

四の2 2020年度・2021年度の都内公立小・中学校の教員の休職・定年退職以外の退職の現状を学校種ごとに伺う。

回答

直近の調査で、令和2年度に病気休職をした者の数は、小学校459人、

中学校171人です。

定年退職以外の退職者数は、令和2年度に小学校612人、中学校206人で す。令和3年度は小学校803人、中学校279人です。

質問事項

四の3 2022年度当初、都内公立小学校で50人程度もの欠員があるとの報道があった。教員不足が深刻化しており、大変大きな問題ととらえている。今年度当初に教員不足が発生した原因をどのように分析しているか伺う。

回答

新年度に必要な教員数は、児童生徒数の増減や退職者の見込等を基に推 計しており、正規教員を配置した上で、不足の場合、期限付任用教員を配 置しています。

令和4年度は、前年度の退職者数が例年より多く、また、期限付任用教 員採用候補者名簿登載者の多くが既に就職するなどして採用できませんで した。

質問事項

四の4 代替教員の補充は、自治体の責任で行われているが、都教育委員会として教員不足の現状をどのように認識しているのか伺う。また、今後の自治体への支援策について伺う。

欠員に対しては速やかに代替教員を補充できるよう、学校の求めに応じて、採用候補者の意向確認や勤務条件のすり合わせなど、採用候補者との 折衝業務を学校に代わって行う取組を開始しています。

質問事項

四の5 佐賀県教育委員会は2023年度の小学校教員採用にあたり、採用試験を夏と秋の2回実施する取組を始めた。このような事例も参考に、教員不足対策についてあらゆる手だてが必要だが、都教育委員会の見解を伺う。

回答

都教育委員会では、地方会場での選考の実施やSNSを活用した情報発信などの方策を講じています。

令和4年度は、これらの取組に加え、社会人が合格後に免許取得を目指せる選考の仕組みを開始したほか、採用セミナー「TOKYO教育フェスタ」を開催しました。

引き続き、教員確保に向けて取り組んでいきます。

質問事項

四の6 子どもたちに丁寧に向き合い、学校現場での諸課題に対応するためには、教員を増やす必要がある。子どもの支援にあたる学級を持たない教員の配置も必要だが、都教育委員会の見解を伺う。

教職員定数については、いわゆる「標準法」に基づく都の配置基準によ り適切に配置しています。

質問事項

四の7 2020年度・2021年度で学校マネジメント強化モデル事業において、 補助申請を行ったにもかかわらず支援員の配置に至らなかった学校もあ ると聞いている。今後の都教育委員会の対策について伺う。

回答

区市町村教育委員会においては、支援員を採用するに当たり、副校長経験者等を求める傾向にあるが、そうした人材の数には限りがあるため、学校勤務経験者以外にも対象を広げるよう活用例を周知しています。

また、人材確保に向け、東京学校支援機構(TEPRO)の活用を促しています。

質問事項

五 有機フッ素化合物汚染問題について

1 健康被害に関する研究は大学などで行われている。国でもエコチル 調査が始まっているところだが、都としての検査実施について見解を 伺う。

国は、子供の発育に影響を与える化学物質等の環境要因を明らかにする ため、平成22年度から、10万組の親子を対象に、子どもの健康と環境に関 する全国調査(エコチル調査)を実施しています。

この調査の項目には、有機フッ素化合物(ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)等)の血液検査が含まれており、都は今後も国の動向を注視していきます。

質問事項

五の2 現在の暫定目標値で、東京では地下水が問題になっているが、河川水で作る水道水からも検出されるのではないかと思う。これに対応するためには測定方法も変える必要があるが、飲料水の測定をしている水道局や福祉保健局では、これをどのように受け止めているのか伺う。

回答

都は、水道水や飲用井戸等の水に含まれるPFOS及びPFOAの検査を、令和2年4月に国が定めた検査方法に従って実施しており、今後、検査方法の見直しがあった場合には、適切に対応していきます。

質問事項

五の3 PFHxSについては飲料水の測定が始まっているが、有機フッ素化合物は種類が多く、今後測定対象物質を広げる必要がある。水道局および福祉保健局ではどのように対応していくのか伺う。

国は、水質基準逐次改正検討会において、有機フッ素化合物について知 見を収集し検討することとしており、都は、引き続き、国の動向を注視し ていきます。

質問事項

五の4 EUでは有機フッ素化合物全体に規制をかける方向と聞いているが、日本ではようやく3物質について対応している。規制拡大を国に働きかけるべきだが、見解を伺う。

回答

国は、PFOS及びPFOAをはじめとする有機フッ素化合物について、 国際的な動向や国内における検出状況等を踏まえ検討していくとしており、 都は、引き続き、国の動向を注視していきます。

質問事項

六 香害について

1 香りに関する健康被害や苦情について、消費生活センターに相談が 寄せられているが、過去5年間の件数と相談内容について伺う。

回 答

都内の消費生活センターに寄せられた柔軟剤や芳香剤の香りなどに関す

る相談件数は、平成29年度43件、平成30年度15件、令和元年度21件、令和 2年度33件、令和3年度27件となっています。

相談内容は、「隣(近所)の家で使用している柔軟剤の香りが強いため、窓が開けられず困っている。」「自宅で芳香剤を使用したら体調を崩した。」などとなっています。

質問事項

六の2 苦情が出されたとき、室内空気にどんな物質がどれくらい含まれているかを確認する必要がある。香料やシンナーから発生するVOCの 測定実施を提案するものだが相談があったとき、現状ではどのように対 応しているのか伺う。

回答

都は、保健所等において、住居などの建築物内の化学物質に関する相談に対応しており、建材や家具等の状況を踏まえ、化学物質低減のための助言や、民間検査機関の紹介を行っています。

質問事項

六の3 社会的な理解を広げる必要があり、そのための広報が重要となるが、国が作成したポスターの活用状況や、ほかにどのような広報を実施しているのか伺う。

回答

都は、国が柔軟剤などの香りへの配慮の啓発を推進するために作成し、 チェーンドラッグストア協会等に店内への掲示などを依頼しているポスタ ーについて、ホームページ等で周知しています。

また、香りの強い製品を使用する場合には、用法・用量を守り、必要以上に使用しないよう心掛けることなどを、居住環境に関するガイドラインに盛り込み、パンフレット等で周知しています。

質問事項

六の4 香害に苦しむ子どもたちの中には、教室で漂う香りに反応するため学校に対策を求める保護者からの声も聞いている。都立学校においてもこの問題に取り組んでいただきたいが、教職員や生徒に知ってもらうための広報について見解を伺う。

回 答

都教育委員会は、香りの配慮に関する啓発を行うため、国が作成したポスターの活用を各都立学校に促すなど、児童・生徒及び保護者への周知を図っています。

また、令和4年度実施した学校薬剤師向けの研修会においても、国の啓 発資料の活用を周知しています。

質 問 事 項

七 都営狛江アパートの漏水について

1 都営狛江団地の商店会部分で昨年5月に起こった水道の漏水は、未

だに収まっていない。水道局には、今年3月にこの問題についての経過を質問しているが、その後の経過について伺う。

回答

水道局では、令和4年3月以降も都営住宅の所管部署である住宅政策本 部に対し、早期の漏水解消に向けた対応を行うよう申し入れています。

なお、住宅政策本部からは、都営住宅に併設された分譲店舗用の給水管は、店舗所有者の財産であり、店舗所有者が全員で共同して維持管理する必要がある、と聞いています。

質 問 事 項

七の2 住宅政策本部には、これまでの経過と今後の予定について伺う。

回答

令和3年5月、都営狛江アパート1階に併設された分譲店舗において、 店舗用の給水管から漏水が発生しました。

都営住宅に併設された分譲店舗用の給水管は、店舗所有者の財産であり、店舗所有者が全員で共同して維持管理する必要がありますが、都としても、漏水が続いていることは好ましくないため、令和4年4月と5月に店舗所有者を対象とした説明会を開き、給水管の改修方法と概算費用等について提案しました。その後、6月に店舗部分の詳細な現地調査を行い、その結果や店舗所有者の要望等を踏まえ、9月の説明会において、給水管の改修工事案を提案しました。

今後、給水管の改修工事の詳細等について、店舗所有者への説明を予定

しています。

質問事項

七の3 漏水している給水管は都営住宅敷地内にあるが、管の持ち主が分譲された当該店舗であるため、店舗所有者が費用を負担して修理すべきとして、店舗所有者の合意が得られず現在に至っている。しかし、まずは漏水を止めることが重要である。一刻も早く工事すべきだが、見解を伺う。

回答

都営住宅に併設された分譲店舗用の給水管は、店舗所有者の財産であり、 店舗所有者が全員で共同して維持管理する必要があります。

店舗所有者が速やかに改修工事に取り組むことができるよう、都は現在、給水管の改修工事の実施に向けて具体的な提案を行うなどの協力を行っています。

質問事項

七の4 今後、こうした問題に対応するために、緊急に工事を行うための ルール化や基金をつくるなどの対応策を検討すべきだが、見解を伺う。

回答

都営住宅に併設された分譲店舗用の給水管は、店舗所有者の財産であり、 店舗所有者が全員で共同して維持管理する必要があります。 そのため、漏水への対応策等についても、店舗所有者間で検討されるべきものと認識しています。

質問事項

八 水道の直結給水について

1 4階建て以上の建物で直結給水方式にする場合、増圧ポンプを設置しているが、配水管の水圧が高い地域では特例直圧直結給水方式を選択できるとしている。建物を新築するにあたって特例の方式が採用できる地域を知るには、どのような方法があるのか伺う。

回答

特例直圧直結給水方式を採用できる地域は、建物を新築する際の工事場所を所管する給水管工事事務所等で確認することができます。

質問事項

八の2 都営住宅でも直結給水を進めているということだが、都営住宅で 直結化されている住棟の割合はどれくらいか伺う。

回答

令和3年度末時点で、都営住宅の約5,600住棟のうち、直結給水化されているのは約1,800住棟、その割合は約3割です。

質問事項

八の3 都営住宅における貯水槽水道方式と増圧直結給水方式および直圧 直結給水方式について、それぞれの維持管理費用を伺う。

回答

貯水槽水道方式では、水道法等に基づき、水槽やポンプ等の点検、水槽の清掃、水質検査及び塩素消毒液注入が義務付けられており、これらに要する維持管理費用は、1 住棟当たり平均で年間約15万円です。

増圧直結給水方式では、東京都給水条例施行規程に基づき、ポンプの点検が義務付けられており、これに要する維持管理費用は、1住棟当たり平均で年間約4万円です。

直圧直結給水方式では、水槽やポンプ等がないため、これらに要する維持管理費用はかかりません。

質 間 事 項

八の4 災害時、貯水槽に残っている水は、電源があれば使える。停電が起こったとき、都営住宅の貯水槽内の水の活用について、見解を伺う。

回答

貯水槽のうち高置水槽が設置されている住棟や給水塔がある団地では、 災害による停電時にも、高置水槽等に貯水されている間は、居住者が水を 使用することは可能です。

質 問 事 項

八の5 都営住宅では建て替えに伴って直結化を行っているということだが、いつから始めて、今後の見通しはどうなっているのか伺う。

回答

都営住宅の建設においては、平成8年7月の設計から、中層住宅5階建 て20戸程度までの住棟で増圧直結給水方式の採用を開始し、平成17年度の 設計からは、全ての住棟で原則として同方式を採用しています。

なお、直圧直結給水方式については、平成8年7月以前から採用しています。